

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者

令和二年八月十一日

(令和三年四月十三日一部改正)

(令和四年三月二十五日一部改正)

(令和五年二月二十八日一部改正)

(令和六年三月二十一日最終改正)

文部科学大臣決定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する文部科学大臣が定める者を次のように定め、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第二十九号）の施行の日から施行する。

1. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者について

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者は、令和二年度から令和六年度までの間において介護等の体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等の体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であつて、次の（1）から（7）までのいずれかに該当するものとする。

（1）課程認定大学等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）による改正前の免許法（以下「旧法」

- という。)による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。)において、令和六年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を一単位以上修得した者
- (2) 令和六年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を一単位以上修得した者
- (3) 令和六年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号)第五条第一項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を一単位以上修得した者
- (4) 在学する課程認定大学等において、令和六年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育(以下「免許法認定通信教育」という。)の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者
- (5) 令和六年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち一以上の科目の履修の認定を受けた者
- (6) 免許法認定通信教育において、令和六年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が3の規定により指定した科目(以下「指定科目」という。)の単位を一単位以上修得した者
- (7) 令和四年度までに、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和四年法律第四十号)第二条の規定による改正前の免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習(以下単に「免許状更新講習」という。)であって、文部科学大臣が、令和五年二月二十八日の改正前の本決定により指定していたもの(以下「特定講習」という。)の課程のうち十八時間以上の履修の認定を受けた者

2. 1 (2) について

課程認定大学等は、1(2)の規定により、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして認めた科目があるときは、当該科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3. 1 (6) について

- (1) 指定科目は、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。

(2) 文部科学大臣は、指定科目を指定したときは、当該指定科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(3) 指定科目の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

4. 証明書について

(1) 1 (1) から (7) までに掲げる者は、免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、それぞれ1 (1) から (7) までに掲げる者に該当する旨を証する証明書を提出するものとする。

(2) 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者（介護等体験代替措置対象者に限る。）から請求があったときは、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。

イ 1 (1) から (3) までに定める科目を開設する課程認定大学等 1 (1) から (3) までに掲げる者

ロ 1 (4) に掲げる者の在学する課程認定大学等 1 (4) に掲げる者

ハ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 1 (5) に掲げる者

ニ 1 (6) により指定された科目を開設する免許法認定通信教育の開設者 1 (6) に掲げる者

(3) 特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書を発行するものとする。

(4) 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別表

第一欄	第二欄
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）別表一
保健師助産師看護師法第二十条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二
保健師助産師看護師法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三又は別表三の二
保健師助産師看護師法第二十二条第一号の学校又は同条第二号の准看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表四
理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号又は第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）別表第一又は別表第一の二
理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号又は第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第二又は別表第二の二
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三
社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の学校又は養成施設の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四若しくは別表第四の二又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは別表第五
義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の学校又は義肢装具士養成所の指定	義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）別表第一、別表第二又は別表第三

介護等体験代替措置完了証明書（記入例）

（ふりがな）

氏 名

（旧 姓）

（通 称 名）

生年月日

上記の者は、下記のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月31日最終改正。以下「大臣決定」という。）に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置（を受けたこと）（の一部を受けたこと）（を受ける見込みであること）を証明する。

令和 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇〇〇

記

1. 代替措置の種類

大臣決定1（_____）の規定による措置

2. 代替措置の具体的な内容

（大臣決定1（1）から（3）までの規定による措置の場合）

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】〇〇〇〇	単位	令和 年 月 日

（大臣決定1（4）の規定による措置の場合）

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (5) の規定による措置の場合)

科目名	履修認定年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (6) の規定による措置の場合)

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】○○○○	単位	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合)

特定講習たる免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履修認定年月日	対象免許種 (対象職種)
【例】【選択】○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (令○○-○○○○○-○○○○○号)	6時間	令和 年 月 日	教・養・栄

備考

- 一 2. (大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合) の「対象免許種 (対象職種)」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 2. の表は、不要な部分は省略して差し支えない。また、表中の表記を一部変更しても差し支えない (例: 「単位修得年月日」を「単位修得年度学期」とする)。

【本人記載欄】

私は、令和 2 年度から令和 6 年度までの間において介護等の体験 (小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 (平成 9 年法律第 90 号) 第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。) を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等の体験を行うことが困難な状況でした。

氏 名
(旧 姓)
(通称名)